

「はびきの埴生学園」小規模特認校

羽曳野市では、特色ある教育を実施している「はびきの埴生学園」(義務教育学校)について、同校校区の児童・生徒だけでなく、他の校区の児童・生徒にも一定の条件を設定して、入学・転学を認める「小規模特認校制度」を実施しています。

◆就学できる条件◆

- (1) 羽曳野市内に居住していること
- (2) はびきの埴生学園の教育活動を理解・賛同し、協力すること
- (3) 保護者の責任と負担において児童・生徒を通学させることが可能なこと
- (4) 原則として卒業までの間、通学すること
- (5) 入学は原則として4月1日(毎年)
- (6) 令和4年度 新1年生および新7年生(中学校1年生に相当)

◆入学できる人数◆

新1年生、新7年生とも若干名(申込者が定員を超えた場合は公開抽選により決定します。また、既に兄弟姉妹がはびきの埴生学園に在籍している場合は、優先枠があります。)

◆校区外の方の申請手続き◆

羽曳野市教育委員会の学校教育課に「就学指定校の変更」申請書を提出してください。

◆募集期間◆

11月1日(月)～12月8日(火)まで。定員になりしだい締切ります。(※期間を過ぎても定員に満たない学年については、令和4年2月28日まで随時受付。)

◆申請書の交付場所◆

学校教育課(市役所別館3階)



問合せ

学校教育課

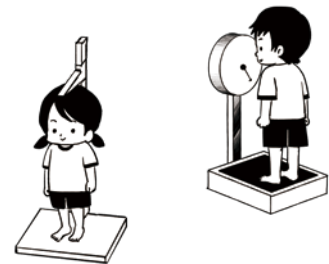
☎072-947-3907(直通)

令和4年度就学予定児童の就学時健康診断

令和4年4月から小学校(義務教育学校前期課程を含む)に入学されるお子さん(平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ)を対象に、就学時健康診断を行います。

就学時健康診断の通知書は10月中頃までに発送しますので、届かないときは学校教育課までご連絡ください。

健康診断の日程は広報11月号にて掲載予定です。



問合せ

学校教育課

☎072-947-3907(直通)

10月は「児童手当」の支給月

児童の年齢・支給月額(所得制限額未満)

①0歳～3歳未満(誕生日まで)	15,000円
②3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
③3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
④中学生(一律)	10,000円

児童の年齢(上記①～④)・支給月額(所得制限額以上)

児童1人あたり	5,000円
---------	--------

10月12日(火)に、受給資格者の指定口座に児童手当(令和3年6月～9月分)を振り込みます。

※出生順位の数え方は、18歳に達した日以降の最初の3月31日までのお子さんのうち最年長の子から「第1子」として数えます。



問合せ

家庭支援課

☎072-947-3836(直通)